

## 低入札対策の強化について

名古屋高速道路公社では、かねてから工事等の適正な履行、下請業者へのしわ寄せ防止、安全管理体制の確保などの観点から、低入札の排除に努めてきたところであります。

今回一層の低入札対策の強化を図ることとし、下記のとおり建設工事及び設計・測量・ボーリング・調査・試験等（以下「建設コンサルタント等業務」という。）について調査基準価格等の見直しを行います。

### 1 改正内容

#### (1) 建設工事に係る低入札価格調査制度

- ① 「調査基準価格」について、設定の範囲を予定価格の「70%～90%」から「75%～92%」に引き上げる。

改正前	改正後
予定価格の <u>70%～90%</u> 範囲内で設定	予定価格の <u>75%～92%</u> 範囲内で設定

- ② 「失格判断基準」について、直接工事費の算定率を「75%」から「90%」に引き上げる。  
③ 「失格判断基準」について、「共通仮設費の額の70%の額、現場管理費の70%の額及び一般管理費の30%の額の合計額に満たない場合」から「共通仮設費の80%の額に満たない場合、現場管理費の80%の額に満たない場合又は一般管理費の30%の額に満たない場合のいずれかに該当する場合」に変更する。

改正前	改正後
<b>【算定式】</b> 直接工事費 × <u>75%</u> 又は 共通仮設費 × <u>70%</u> 現場管理費 × <u>70%</u> 一般管理費 × <u>30%</u> } <u>合計額</u>	<b>【算定式】</b> 直接工事費 × <u>90%</u> 又は 共通仮設費 × <u>80%</u> <b>又は</b> 現場管理費 × <u>80%</u> <b>又は</b> 一般管理費 × <u>30%</u>

(参考条文)

「名古屋高速道路公社低入札価格調査実施要綱」第3条及び第5条

(2) 建設コンサルタント等業務における低入札価格調査制度

- ① 「調査基準価格」及び「最低制限価格」について、測量業務の設定の範囲を予定価格の「60%～80%」から「60%～82%」に引き上げる。
- ② 「調査基準価格」及び「最低制限価格」の算定式について、地質調査業務の諸経費の額の算入率を「45%」から「48%」に引き上げる。

(改正前)

業務ごとに下表の①から④までの合計額（複数の業務区分を含む業務については、業務区分ごとに合計した額の合計額をいう。）に100分の110を乗じて得た額。

ただし、予定価格の6/10～8/10（地質調査業務にあつては2/3～8.5/10）の範囲内設定

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額×4.8/10	測量調査費の額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	技術料等経費の額×6/10	諸経費の額×6/10	特別経費の額
土木関係のコンサルタント業務（一般管理費等を用いる場合）	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額×4.8/10	直接経費の額
土木関係のコンサルタント業務（一般管理費等を用いない場合）	直接人件費の額（又は直接調査費）	諸経費の額×6/10	—	直接経費の額 その他実費の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額×9/10	解析等調査業務費の額×8/10	諸経費の額× <u>4.5/10</u>
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額×4.5/10	直接経費の額



(改正後)

業務ごとに下表の①から④までの合計額（複数の業務区分を含む業務については、業務区分ごとに合計した額の合計額をいう。）に100分の110を乗じて得た額。

ただし、測量業務は予定価格の6/10～8.2/10、建設コンサルタント業務及び補償関係コンサルタント業務は予定価格の6/10～8/10、地質調査業務は予定価格の2/3～8.5/10の範囲内設定

業務区分	①	②	③	④
測量業務	直接測量費の額	諸経費の額×4.8/10	測量調査費の額	—
建築関係の建設コンサルタント業務	直接人件費の額	技術料等経費の額×6/10	諸経費の額×6/10	特別経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務（一般管理費等を用いる場合）	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額×4.8/10	直接経費の額
土木関係の建設コンサルタント業務（一般管理費等を用いない場合）	直接人件費の額（又は直接調査費）	諸経費の額×6/10	—	直接経費の額 その他実費の額
地質調査業務	直接調査費の額	間接調査費の額×9/10	解析等調査業務費の額×8/10	諸経費の額× <u>4.8/10</u>
補償関係コンサルタント業務	直接人件費の額	その他原価の額×9/10	一般管理費等の額×4.5/10	直接経費の額

(参考条文)

「設計、測量、調査、ボーリング、試験等における低入札価格調査等実施要綱」第3条から第5条

## 2 対象業務

- (1) 1 (1) については、競争入札に付す予定価格1,000万円以上の工事
- (2) 1 (2) 「調査基準価格」及び「最低制限価格」の予定価格の設定範囲は測量業務、算定式は地質調査業務。

## 3 開始時期

令和2年4月1日以降に公告又は指名通知を行う入札から適用します。